

(別添11)

沿道施設である給油所に係る「都市計画法第34条第9号」の運用基準

(平成12年11月1日 施行)

(平成19年11月30日 一部改正)

市街化調整区域内における「ガソリンスタンド、自動車用液化石油ガススタンド及び自動車用天然ガス燃料供給施設」に係る開発行為等に関する「都市計画法第34条第9号」の規定の運用基準は、申請の内容が次の各項に該当するものであること。

1. 当該申請に係る建築物の用途が、ガソリンスタンド、自動車用液化石油ガススタンド及び自動車用天然ガス燃料供給施設で、沿道サービス上必要と認められるものであること。
2. サービスの対象とする道路は、一般国道、県道、県道に準ずる道路と認められる市道の主として自動車交通の用に供する道路であって、その車道幅員が6m以上のものであること。
3. 建築物の敷地が、サービスの対象とする道路に敷地外周の1/7以上が接していること。
4. 当該施設の計画が、当該施設の利用上、車両及び歩行者の通行に支障のないよう交通安全について適切な配慮がなされているものであること。
5. 当該土地が農地であるときは、農地転用の許可が受けられるものであること。
6. 基準2の「県道に準ずる道路と認められる市道の主として自動車交通の用に供する道路」とは、次に掲げる道路をいう。

(1) 市道下鶴間桜森線(旧国道246号線)

(2) 市道南大和相模原線